**社会福祉法人**　**野の百合福祉会定款**

**第一章　総　則**

（目的）

**第１条**　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリスト教精神にたって、多様な福祉サービスや幼保小教育が、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、健やかで生きる力と思いやりの心をもって育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第二種社会福祉事業

（イ）認定こども園　野の百合こども園の設置経営

（ロ）認定こども園　めぐみ野こども園の受託経営（公設民営型）

（ハ）地域子育て支援拠点事業

（ニ）一時預かり事業

（ホ）病後児保育事業

（ヘ）放課後児童健全育成事業

（名称）

**第２条**　この法人は、社会福祉法人野の百合福祉会という。

（経営の原則等）

**第３条**　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスおよび教育の質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

**第４条**　この法人の事務所を新潟県南魚沼市六日町１２２５番地１に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を新潟県南魚沼市西泉田２０１番地６に置く。

**第二章　評議員**

（評議員の定数）

**第５条**　この法人に評議員7名を置く。

（評議員の選任及び解任）

**第６条**　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

**第７条**　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

**第８条**　評議員に対して、勤務実態（勤務中の食事代含む）に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

**第三章　評議員会**

（構成）

**第９条**　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

**第１０条**　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5)　定款の変更

(6)　残余財産の処分

(7)　基本財産の処分

(8)　社会福祉充実計画の承認

(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

**第１１条**　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

**第１２条**　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

**第１３条**　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

**第１４条**　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに署名又は記名押印する。

**第四章　役員及び職員**

（役員の定数）

**第１５条**　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　6名

（２）監事　２名

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

**第１６条**　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

（理事の職務及び権限）

**第１７条**　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

**第１８条**　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

**第１９条**　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

**第２０条**　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

**第２１条**　理事及び監事に対して、勤務実態（勤務中の食事代含む）に即して支給することとし役員の地位にあることのみによっては支給しない。尚、費用弁償分については報酬等に含まれない。

但し、理事長に関しては評議員会において別に定める報酬額を支給することができる。

（職員）

**第２２条**　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

**第五章　名誉会長**

（名誉会長）

**第２３条**　この法人には名誉会長を置くことができる。

２　名誉会長は、理事長を１０年以上務めた者の中から理事会の決議を得て理事長が委嘱する。

３　名誉会長は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。

４　任期については、役員の任期に準ずる。

**第六章　理事会**

（構成）

**第２４条**　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

**第２５条**　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

**第２６条**　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事又は各理事が理事会を招集する。

（決議）

**第２７条**　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

**第２８条**　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

**第七章　資産及び会計**

（資産の区分）

**第２９条**　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

1. 新潟県南魚沼市六日町１２２５番地１所在の鉄骨造り陸屋根３階建　　　　　　　　　　野の百合こども園　園舎一棟（１，３４８．３１平方メートル）

木造平屋造り　同園　病後児保育室一棟（９４．４７平方メートル）

木造２階建て　物置一棟（１１１．４７平方メートル）

1. 新潟県南魚沼市六日町１２２５番地１所在の野の百合こども園敷地　　　　　　　　　　合筆（２，００７．７７平方メートル）
2. 新潟県南魚沼市六日町字道東１２０７番地２、１２０８番地１、１２０８番地２　　　　１２０６番地２、及び六日町字屋敷１９６６番地２の野の百こども園駐車場用地　　　　　５筆（６３６．６２平方メートル）

　（４）新潟県南魚沼市西泉田字干溝１９４番地９および西泉田字桂田１０７番地３　　　　　　めぐみ野こども園駐車場用地　２筆（２８０．００平方メートル）

（５）新潟県南魚沼市六日町1228番地１の第2・野の百合家庭教育館敷地（２８３．０６平方メートル）

　（６）新潟県南魚沼市六日町1228番地1所在の木造2階建第2・野の百合家庭教育館舎一棟（２８０．２４平方メートル）

（７）新潟県南魚沼市六日町1228番地２の野の百合こども園未満児用園庭用地（５２平方メートル）

（８）新潟県南魚沼市西泉田字干溝２０６-３（４８１．５５平方メートル）、２０６-８（２９５．３４平方メートル）、２０９-４（１６６．３９平方メートル）、２１０-２（７０．７８平方メートル）

（９）新潟県南魚沼市六日町1220番地1野の百合こども園庭用地（158.67平方メートル）

（1０）新潟県南魚沼市六日町1209番地1野の百合こども園庭用地（322.32平方メートル）

（１１）新潟県南魚沼市六日町字大保島１２６３番４（４９．０平方メートル）１２６３番５（１３．０平方メートル）

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

**第３０条**　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、南魚沼市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、南魚沼市長の承認は必要としない。

１　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

２　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

**第３１条**　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

**第３２条**　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

**第３３条**　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

**第３４条**　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

**第３５条**　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

**第３６条**　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

**第八章　解　散**

（解散）

**第３７条**　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

**第３８条**　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

**第九章　定款の変更**

（定款の変更）

**第３９条**　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、南魚沼市長の認可を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を南魚沼市長に届け出なければならない。

**第十章　公告の方法その他**

（公告の方法）

**第４０条**　この法人の公告は、社会福祉法人野の百合福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

**第４１条**　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

　　理事長　　福永祐三

　　常任理事　福永千恵子

　　理　事　　湯本栄一

　　理　事　　原澤　幸

　　理　事　　小幡典子

　　理　事　　関口トミ

　　理　事　　青木秀美

　　監　事　　鈴木　敏

　　監　事　　久保田又助

平成２８年３月１７日付定款変更認可申請に係る評議員会の設置に伴い選任される評議員の任期は、定款第７条の規定にかかわらず平成２９年３月１７日までとする。

平成　５年　３月１７日に制定。

平成１９年　３月１７日に変更施行する。

平成２０年１０月１０日に変更施行する。

平成２１年　４月　１日に遡り変更施行する。

平成２３年　３月１７日に変更施行する。

平成２５年　６月２８日に変更施行する。

平成２６年１２月１６日に変更施行する。

平成２７年　３月　３日に変更施行する。

平成２７年　９月　１日に変更施行する。

平成２８年　３月１７日に遡り変更施行する。

平成２９年　４月　１日に変更施行する。

平成２９年　７月　１日に変更施行する。

平成２９年１２月１２日に変更施行する。

平成３０年　４月　１日より変更施行する。

平成３１年　4月1日に遡り変更施行する。

令和3年　3月19日に変更施行する。

令和３年　９月　１日に変更施行する。

令和４年　４月　１日に変更施行する。

令和４年１２月２８日に変更施行する。

令和5年6月26日に遡り変更施行する。